

あんしん暮らし情報



福祉・健康

気管支ぜん息の方への医療費助成
～大気汚染医療費助成制度～

都内に1年(3歳未満は6カ月)以上在住の18歳未満で気管支ぜん息などに罹患しているなど、要件を満たす方に医療費を助成しています。申請書類の配布・受付は健康課(防災・保谷保健福祉総合センター4階)へ。すでに医療券をお持ちの方は、有効期間満了の1カ月前を目安に、健康課で更新の手続きをしてください。

※詳細は 問 のHPへ

問 東京都保健医療局環境保健衛生課
☎03-5320-4491

▶健康課 保 ☎042-438-4021



暮らし・環境

わが家の耐震診断をしよう

建物の設計図を基に簡易耐震診断を行い、助言などを受けることができます。

時/場 ①9月2日(水)午後2時～5時
/谷戸公民館 ②9月19日(土)午前9時30分～午後0時30分/保谷駅前公民館 対 市内の平成12年5月31日以前に建築された地上2階建て以下の木造一戸建てで、自ら所有し居住している住宅 定 各回8人(申込順) ※1人35分程度 申 ①8月28日(金)、②9月16日(水)までに、電話で下記へ

□相談員 ①(一社)東京都建築士事務所協会北部支部 ②住みよい町をつくる会

▶住宅課 保 ☎042-438-4052

マンションの管理計画認定制度

マンションの管理の適正化の推進に関する法律の改正に伴い、令和4年4月から、地方自治体が適切な管理計画を有するマンションの認定を行うことができる管理計画認定制度が開始しています。

市では、「西東京市マンション管理適正化推進計画」を令和5年8月1日に施行し同日付で管理計画認定制度を開始しました。また、修繕積立金の額を一定以上引き上げて管理計画の認定を受けたマンションが長寿命化に資する大規模修繕工事を実施した場合は、一定の要件のもと申請により翌年度分の家屋に係る固定資産税が減額されます。

※詳細は市HPへ

▶住宅課 保 ☎042-438-4052



管理計画認定制度
市HP



固定資産税の減額制度
市HP

家賃補助付住宅の入居者募集
(抽選)

□募集住宅

JKK住宅 2戸

□案内・申込書配布

時 9月1日(火)～9日(水)の平日のみ

場 田無庁舎2階、防災・保谷保健福祉総合センター1階、住宅課、出張所
※市HPで案内・申込書のダウンロード可

対 65歳以上の世帯・障害者世帯・子どものいる世帯(高校生相当まで)

※生活保護世帯は対象外

申 9月11日(金)(必着)までに、〒202-8555市役所住宅課へ郵送または電子申請

▶住宅課 保

☎042-420-2742



市HP



市政

住民基本台帳の閲覧の利用状況

住民基本台帳法に基づき、令和7年度の住民基本台帳の閲覧の状況を公表します。

●国または地方公共団体(住民基本台帳法第11条第1項による閲覧)…5件

●個人または法人(住民基本台帳法第11条の2第1項による閲覧)…43件
※詳細は市HP・情報公開コーナー(田無庁舎5階)へ

▶市民課 田 ☎042-460-9820

保 ☎042-438-4020



市HP

道路整備計画に基づく道路整備事例を公開しました

市道における危険箇所などに関して、令和5年度に実施した小学生アンケート調査の結果や、毎年度実施している小学校通学路合同点検などでいただいた要望内容に対して、西東京市道路整備計画で検討した整備の視点に基づき、道路整備を実施しています。

市の道路整備の内容をお知らせするため、令和7年度に実施した道路整備事例を公表しています。

※詳細は下記へ

▶道路課 保

☎042-439-6103



市HP

保谷庁舎跡地の一時開放の終了

保谷庁舎跡地は、民間事業者による子どもの屋内遊び場を中心とした施設が整備される予定です。施設整備に伴い、一時開放は9月6日(日)をもって終了します。

※詳細は市HPまたは下記へ

▶跡地活用について

公共施設マネジメント課 田

☎042-420-2800

▶庁舎敷地について

危機管理課 保

☎042-438-4001



市HP



募集

在宅療養連携支援窓口職員
(10月1日付 会計年度任用職員)

対 市民および医療・介護事業者の在宅療養に関する相談業務

□採用予定人数 1人(相談員1人)

□勤務日時 平日午前9時～午後5時

□資格 社会福祉士など

□報酬額 月額34万円

□申込書類の配布 8月17日(月)～24日(月)

□受付期限 8月24日(月)

□試験日・方法 8月30日(日)・面接試験

□募集要項 高齢者支援課(田無第二庁舎1階)・市HPから

※詳細は募集要項をご確認ください。

▶高齢者支援課 田

☎042-420-2811



市HP

etc

その他

寄附

市政へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。お名前などの公表を承諾いただいた方のみ掲載して

＼ご存じですか／ 情報公開制度・個人情報保護制度

市の情報公開制度・個人情報保護制度の概要をお知らせし、令和7年度の運用状況を報告します。

▶総務課 田 ☎042-460-9811

情報公開制度とは

市が保有する公文書を市民の皆さんからの求めに応じて公開し、市政の透明性を確保するための制度です。

個人情報保護制度とは

市が保有する個人情報を適正に管理し、利用するための方法などを定め、市民の個人情報に関する権利を守るための制度です。

開示請求をするには

□公開の対象となる文書

市が現に保有している文書で、公文書として組織的に用いられているもの

□文書の公開を求めることができる方

●情報公開制度による開示請求…在住・在勤の方や市の事業に利害関係を有する方など(それ以外の方でも、任意的開示の申出可)

●個人情報保護制度による開示請求…原則、市が保有する個人情報の本人のみ

□開示請求の方法

情報公開コーナー(田無庁舎5階)にある公文書開示請求書または保有個人情報開示請求書を提出してください。 ※市HPからもダウンロード可

□開示・不開示の決定

請求があった日の翌日から起算して14日以内(30日を限度に延長する場合などあり)に開示するかどうかを決定し、書面でお知らせします。

□救済の手続

決定に不服があるときは、一定の期間内であれば審査請求をすることができます(任意的開示の申出を除く)。この審査請求は、内容によって西東京市個人情報保護・情報公開審査会に諮問されます。市では審査会の答申を尊重して、再度開示・不開示を決定します。また、決定について処分取消しの訴えを提起することもできます。

情報公開コーナー(田無庁舎5階)

市で発行する資料をご覧になれます。

令和7年度の実施状況

□情報公開制度の運用状況

公文書開示請求などの件数	合計	204件
	全部開示決定	40件
	一部開示決定	117件
	不開示決定	33件
	※1件の請求に複数の決定をする場合があります。	
	存否応答拒否	0件
	取下げ	21件
	却下	4件
	審査請求	0件

□個人情報保護制度の運用状況

保有個人情報開示請求件数	合計	168件
	開示決定(全部開示)	126件
	開示決定(部分開示)	18件
	不開示決定	18件
	※1件の請求に複数の決定をする場合があります。	
	取下げ	4件
	審査請求	0件
保有個人情報訂正などの請求件数	合計	0件